

## 君津中央病院入院セット業務運営契約書（案）

1 事業名 君津中央病院入院セット業務運営（長期継続契約）

2 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 履行場所 千葉県木更津市桜井1010番地

君津中央病院入院セット業務運営について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 千葉県木更津市桜井 1010 番地  
君津中央病院企業団  
企業長 田中正印

受注者

## 業務運営約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする事業契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の事業契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

### （指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の目的)

第3条 本契約は、発注者が入院患者に対してタオル類、紙オムツ類及び日用品等（以下「入院セット」という。）を提供する業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託することを目的とする。

(入院セット物品の管理)

第4条 受注者は、病院において提供する入院セットの保管、管理及び利用状況の把握を適切に行うものとする。

- 2 物品類の紛失、取扱上の過失による損害については、発注者の責によることが明らかな場合を除き、発注者はその責を負わないものとする。
- 3 物品の管理にあたり、受注者は衛生管理及び安全管理の基準を遵守することとし、定期的に物品の点検及び補充を実施する。
- 4 受注者は、月次または病院指定の周期で利用状況の記録を発注者に提出する。

(利用料金)

第5条 入院セットの利用料金は、次のとおりとする。ただし、利用状況が極めて低調な場合、又は、経済状態の変動等により変動がある場合には、発注者受注者協議のうえ、利用料金を変更できるものとする。

- (1) タオルセット 330円/日
- (2) 紙オムツA 671円/日
- (3) 紙オムツB 396円/日

※価格は全て消費税込みとする

(売上金額及び管理手数料)

第6条 受注者は、患者から徴収した入院セット利用料に、管理手数料率〇%を乗じた金額を、管理手数料として発注者に支払うものとする。

- 2 管理手数料の支払は、毎月締めにより行い、翌月末日までに受注者が発注者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 受注者は、売上金額及び管理手数料の算定に係る資料（売上明細書、請求・領収記録等）を作成し、毎月発注者に提出しなければならない。
- 4 売上金額及び管理手数料の算定に疑義が生じた場合、双方協議のうえ誠意

をもって解決するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の内容、委託先、委託期間、委託の理由等について、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(業務開始日の延期等)

第9条 受注者は、業務開始日までにこの業務を開始することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

2 受注者は、前項の届出をしたときは、発注者に対して業務開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、発注者は、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により令和8年6月1日までに業務を開始することができないときは、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、第6条第1項に規定する管理手数料（想定利用者数に管理手数料率を乗じた額）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。

3 受注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による管理手数料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して定める。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要がある場合には、発注者と受注者が協議の上、この内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者の責めに帰す理由により、発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき、あるいは業務の履行が不可能となったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
- 3 発注者は、第1項の規定により受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認出来ないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。
- 4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

#### （受注者の解除権）

- 第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- （1）発注者の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。
  - （2）発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### （協議解除）

- 第15条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。

2 受注者が事業協同組合及び共同企業体（以下「共同企業体等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 受注者は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は、違約金として、解約月から遡り直近1年間の売上に手数料を掛け、その10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 第1項の規定によりこの契約が解除された場合の措置については、本契約書中条文（解除に伴う措置）の規定を準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第17条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につ

き賠償を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帶して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

(違約賠償)

第18条 発注者が契約を解除したときは、受注者は発注者が指定する期限まで物件を使用出来るように措置をとるものとする。

(業務従事者災害等)

第19条 受注者は、業務の履行に関して生じた受注者の業務従事者の災害等については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(秘密の保持等)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第21条 受注者はこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

- 2 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、本契約による業務を処理するために個人情報を保有するときは、本契約の利用目的以外に使用しない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。
- 3 発注者又は受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 その他個人情報の保護に必要と認められる事項については、発注者と受注者が協議して定める。

#### (業務妨害又は不当要求に対する措置)

第22条 受注者は、業務の履行に当たり、暴力団等から業務妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出しなければならない。

2 発注者は、受注者が業務妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の届出等の提出を怠ったと認められる場合は、君津中央病院企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成11年5月26日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。

#### (苦情等の処理)

第23条 受注者は、業務の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

#### (病院設備の使用)

第24条 発注者は、業務に必要となる在庫保管場所及び作業スペースに必要な場所並びに空調等（以下「場所」という。）について、発注者が指定する場所を受注者が使用及び設置することを許可するものとする。なお、設備の使用にあたっては、受注者の負担にて計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に規定する子メーターを設置し、維持管理を適切に行うこととする。

#### (電気料金の支払い)

第25条 前条の場所の使用のために必要な電気料金は受注者の負担とし、発注者が発行する請求書の定める日までに、発注者の指定口座へ料金を入金しなければならない。

2 当該月の請求額は、当該月単価に使用量を乗じて算出した額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。なお、使用量は当該月の翌月初めに子メーターの値を発注者の職員が読み取るものとする。

#### (行政財産の使用許可)

第26条 受注者は発注者に対し、場所の使用に対する行政財産使用許可申請を行い、発注者の使用許可を得るものとする。また、発注者が発行する請求書の

定める日までに、発注者の指定口座へ入金しなければならない。

(原状復旧)

第27 本契約の期間満了又は解除する場合は、受注者は受注者の所有に属する備品及び消耗品等を撤去し、速やかに本物件を発注者に返還するものとする。

2 前項の返還に伴う諸費用は、受注者の負担とする。また、受注者が本物件に変更を加えた場合は、受注者の負担において原状に復するものとする。ただし、配管等撤去し原状に復帰することが容易でないと判断される設備及び撤去が不用な設備についての取扱いは、発注者及び受注者双方協議の上、決定をする。

(業務の引継ぎ等)

第28 この契約が終了し、又はこの契約の全部若しくは一部を解除した場合において、受注者は、発注者及び発注者が指定する者が委託業務を引き継いで実施するために必要な措置を講じ、支援するものとする。

2 前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、発注者及び発注者の指定する者と受注者で協議の上、定めるものとする。

(契約外の事項)

第29条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。